

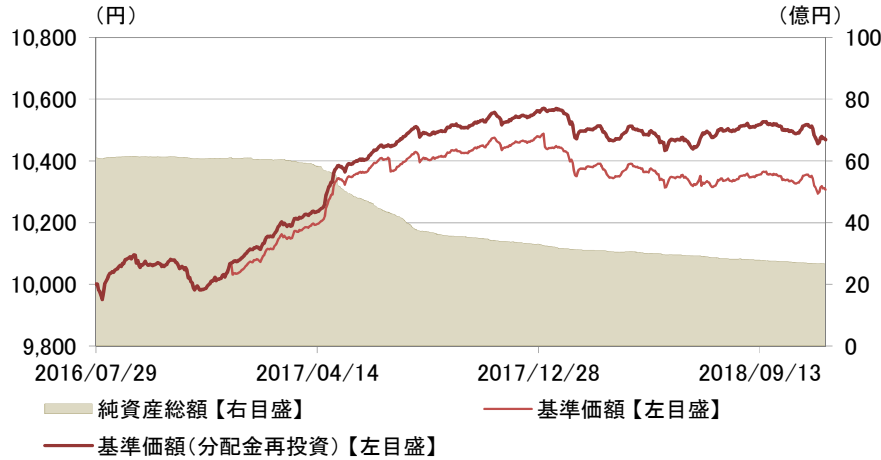
国際金融機関債ファンド(為替ヘッジあり)プラス2016-07

月次レポート

2018年  
11月30日現在

単位型投信/内外/債券

■基準価額および純資産総額の推移



- ・基準価額、基準価額(分配金再投資)は、運用管理費用(信託報酬)控除後の値です。
- ・信託報酬率は、後記の「ファンドの費用」に記載しています。
- ・基準価額(分配金再投資)は、分配金(税引前)を再投資したもとして計算しています。

■基準価額および純資産総額

基準価額(1万口当たり)	10,307円
前月末比	-22円
純資産総額	26.59億円

■分配金実績(1万口当たり、税引前)

決算期	決算日	分配金
第4期	2018/07/10	40円
第3期	2018/01/10	40円
第2期	2017/07/10	40円
第1期	2017/01/10	40円
—	—	—
—	—	—
設定来累計		160円

- ・運用状況によっては、分配金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

■騰落率

	過去1ヵ月	過去3ヵ月	過去6ヵ月	過去1年	過去3年	設定来
ファンド	-0.2%	-0.4%	0.3%	-0.7%	—	4.7%

- ・実際のファンドでは、課税条件によってお客さまごとの騰落率は異なります。
- ・また、換金時の費用・税金等は考慮していません。
- ・設定来のファンドの騰落率は、10,000を起点として計算しています。
- ・分配金実績がある場合は、分配金(税引前)を再投資したもとして計算しています。

■資産構成

	比率
債券	93.1%
コールローン他	6.9%

■ポートフォリオ特性

	ファンド
最終利回り	2.7%
直接利回り	7.1%
平均残存年数	1.4年
平均格付	BBB

- ・利回り、平均残存年数は組入銘柄の純資産総額に対する比率で加重平均しています。
- ・最終利回りは、個別債券等について満期まで保有した場合の複利利回りを示しています。なお、繰上償還条項が定められている証券については、原則として次回の繰上償還可能日を使用して計算していますが、一部の銘柄については三菱UFJ国際投信が想定する繰上償還日を使用して計算している場合があります。
- ・直接利回りは、個別債券等についての債券価格に対する受取利息の割合を示しています。
- ・利回りはファンドの将来の運用成果を保証するものではありません。
- ・平均残存年数は、繰上償還条項が定められている証券については、原則として次回の繰上償還可能日に償還されるもとして計算していますが、一部の銘柄については三菱UFJ国際投信が想定する繰上償還日を使用して計算している場合があります。
- ・平均格付とは、基準日時点で当該ファンドが保有している有価証券に係る信用格付を加重平均したものであり、当該ファンドに係る信用格付ではありません。

■債券格付分布

格付種類	比率
AAA格	0.0%
AA格	1.1%
A格	37.7%
BBB格	46.9%
BB格	7.4%
B格	0.0%

- ・格付は、S&P、Moody's、Fitchのうち最も高い格付を表示しています。
- ・なお、付加記号(+、一等)を省略して集計し、S&Pの格付記号に基づき表示しています。

■通貨別債券組入比率

通貨別債券	比率
1 英ポンド建	42.5%
2 ユーロ建	27.5%
3 米ドル建	23.1%

■組入通貨

通貨	比率
1 日本円	97.8%
その他	2.2%

- ・為替予約等を含めた実質的な比率です。
- ・為替ヘッジ相当分は日本円で表示されます。

・表示桁未満の数値がある場合、四捨五入しています。・原則として、比率は純資産総額に対する割合です。・コールローン他は未収・未払項目が含まれるため、マイナスとなる場合があります。

※後記の「本資料のご利用にあたっての注意事項等」をご覧ください。

国際金融機関債ファンド(為替ヘッジあり)プラス2016-07

月次レポート

2018年  
11月30日現在

単位型投信/内外/債券

■組入上位10カ国・地域

国・地域	比率
1 フランス	42.5%
2 イギリス	31.7%
3 オーストラリア	7.8%
4 イタリア	5.2%
5 ドイツ	2.5%
6 オランダ	2.3%
7 アメリカ	1.1%
8 -	-
9 -	-
10 -	-

・発行体の国・地域で分類しています。

■種別組入比率

種別	比率
劣後債・優先証券等	92.0%
その他債券	1.1%

■業種別組入比率

業種	比率
1 金融機関	85.9%
2 事業会社	7.2%

■残存期間別組入比率

残存期間	比率
0~1年	69.3%
1~2年	21.3%
2~3年	0.0%
3~4年	0.0%
4~5年	0.0%
5~6年	0.0%
6~7年	0.0%
7~8年	0.0%
8~9年	0.0%
9~10年	0.0%
10年超	2.5%

・残存期間は、繰上償還条項が定められている証券については、原則として次回の繰上償還可能日に償還されるものとして計算していますが、一部の銘柄については三菱UFJ国際投信が想定する繰上償還日を使用して計算している場合があります。

■組入上位5銘柄

組入銘柄数: 21銘柄

銘柄	種別	国・地域	通貨	償還日	格付	比率
1 CNPアシュアランス	劣後債・優先証券等	フランス	米ドル	2019/07/18	A-	8.9%
2 バークレイズ・バンク	劣後債・優先証券等	イギリス	英ポンド	2019/06/15	BBB-	8.6%
3 ナショナル・キャピタル・トラスト	劣後債・優先証券等	オーストラリア	英ポンド	2018/12/17	BBB	7.8%
4 ソシエテ・ジェネラル	劣後債・優先証券等	フランス	ユーロ	2019/09/04	BB+	7.4%
5 アビバ	劣後債・優先証券等	イギリス	英ポンド	2019/11/21	A-	6.7%

・償還日は、繰上償還条項が定められている証券については、原則として次回の繰上償還可能日を記載していますが、一部の銘柄については三菱UFJ国際投信が想定する繰上償還日を記載している場合があります。  
・格付は、S&P、Moody's、Fitchのうち最も高い格付をS&Pの格付記号に基づき表示しています。

■運用担当者コメント

米国の国債市場では、長期金利は低下しました。月初に発表された10月分の雇用統計が堅調な内容であったことや、米中間選挙が事前予想通りの結果となったことなどを受けた不透明感後退などから、長期金利は上昇して始まりました。その後月末にかけては、原油価格下落に伴う市場のインフレ期待の低下に加えて、米連邦準備制度理事会(FRB)議長を始めとする米連邦公開市場委員会(FOMC)メンバーの発言などから、政策金利引き上げの休止が近いとの思惑が市場で強まったことなどから、長期金利は低下基調で推移しました。結果、前月末との対比では米国長期金利は低下して終わりました。

欧米金融機関および事業債の劣後債市場スプレッドは拡大しました。注目された米国の中間選挙は概ね市場予想通りとなり不透明要因の払拭というプラス面はありましたが、欧州では英国の欧州連合(EU)離脱交渉やイタリアの財政懸念が警戒されたほか、米ゼネラル・エレクトリック(GE)の社債下落やIT関連企業の業績先行き不透明感による株安、原油価格の急落などが重石となり、スプレッドは拡大しました。月を通じてみると、欧米金融機関および事業債の劣後債市場は下落しました。(運用担当者:倉橋)

・市況の変動等により方針通りの運用が行われない場合があります。

・表示桁未満の数値がある場合、四捨五入しています。・原則として、比率は純資産総額に対する割合です。

※後記の「本資料のご利用にあたっての注意事項等」をご覧ください。

# 国際金融機関債ファンド(為替ヘッジあり)プラス2016-07

単位型投信／内外／債券

## ファンドの目的・特色

### ■ファンドの目的

世界各国の金融機関が発行する劣後債および優先証券等を主要投資対象とし、主として利子収益の確保をめざします。

### ■ファンドの特色

【特色1】 世界各国の金融機関が発行する劣後債と優先証券等を主要投資対象とします。

当ファンド名「国際金融機関債ファンド(為替ヘッジあり)プラス2016-07」に付されている「プラス」とは、金融機関が発行する劣後債と優先証券に加えて事業会社の発行する劣後債と優先証券も投資対象としていることを表しています。

【特色2】 当ファンドは信託期間が約3年9ヵ月の単位型の投資信託です。

投資を行う劣後債と優先証券等は、原則として、取得時において当ファンドの信託期間終了前に満期償還日または繰上償還の可能日が到来するものとします。

【特色3】 外貨建資産については、原則として対円で為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減をはかります。

【特色4】 年2回決算を行い、収益の分配を行います。

## 投資リスク

### ■基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

### ●劣後債および優先証券固有のリスク

<法的弁済順位が劣後するリスク>

一般的に、劣後債および優先証券の法的弁済順位は、普通株式に優先し、普通社債に劣後します。したがって、発行体が倒産等に陥った場合、他の優先する債権が全額支払われない限り、元利金の支払いを受けることができません。また、発行体が経営不安、倒産、国有化などに陥った場合には、劣後債および優先証券の価値が大きく減少すること、もしくは無くなることもあり、この場合には当ファンドの基準価額が大幅に下落することがあります。

<繰上償還延期リスク>

一般的に、繰上償還条項が付与されている劣後債および優先証券において、繰上償還の実施は発行体が決定することとなっています。繰上償還日に償還されることを前提として取引されている劣後債および優先証券は、市場環境などの要因によって、予定された期日に繰上償還が行われなかった場合、あるいは繰上償還されないと見込まれる場合には、当該劣後債および優先証券の価格が大きく変動し、当ファンドの基準価額および償還価額に大きな影響を及ぼす可能性があります。

<利息、配当または元本の支払いに関するリスク>

劣後債および優先証券には、利息、配当の支払繰延条項等が付与されているものがあり、発行体の財務状況や収益動向等の要因により、利息、配当の支払いが繰延べまたは停止される可能性や、利息、配当または元本が減額される可能性があります。

### ●金利変動リスク

投資している有価証券等の発行通貨の金利水準が上昇(低下)した場合には、一般的に有価証券等の価格は下落(上昇)し、当ファンドの基準価額の変動要因となります。

### ●信用リスク

投資している有価証券等の発行体の倒産、財務状況または信用状況の悪化等の影響により、当ファンドの基準価額は下落し、損失を被ることがあります。発行体の債務返済能力等の変化等による格付け(信用度)の変更や変更の可能性等により証券価格が大きく変動し、当ファンドの基準価額も大きく変動する場合があります。

<金融機関の実質的な破綻に関するリスク>

金融機関の破綻処理等に関し、株主だけでなく債権者にも損失負担を求める措置(ベイル・イン)に関する法制度が導入される国・地域においては、金融当局等が実質的に破綻しているとみなした金融機関について、劣後債や優先証券、普通社債等についても元本が削減される等、損失吸収措置がとられる可能性があり、この場合には当ファンドの基準価額の下落要因となります。

### ●特定の業種への集中投資リスク

当ファンドは金融機関が発行する有価証券に集中的に投資するため、個別の金融機関の財務状況および収益動向等に加え、金融機関を監督する金融当局の政策方針など金融業種固有の要因による影響を受けます。したがって、集中投資を行わないファンドと比較して、基準価額の変動が大きくなる場合があります。金融機関の財務状況に対する懸念の高まりや金融規制の変化等により、有価証券の価格が下落した場合は、当ファンドの基準価額が大幅に下落することがあります。

### ●流動性リスク

有価証券等を売却あるいは購入しようとする際に、買い需要がなく売却不可能、あるいは売り供給がなく購入不可能等となるリスクのことをいいます。例えば、市況動向や有価証券等の流通量等の状況、あるいは当ファンドの解約金額の規模によっては、組入有価証券等を市場実勢より低い価格で売却しなければならないケースが考えられ、この場合には当ファンドの基準価額の下落要因となります。一般的に劣後債や優先証券は一般の公社債と比較して市場規模が小さく流動性が低いため、市場実勢より大幅に低い価格で売却しなければならないことがあります。

# 国際金融機関債ファンド(為替ヘッジあり)プラス2016-07

単位型投信／内外／債券

## 投資リスク

### ●為替変動リスク

当ファンドは、外貨建の有価証券に投資します(ただし、これらに限定されるものではありません。)。組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減をはかりますが、解約等の資金動向、為替ヘッジのタイミングおよび範囲、ならびに市況動向等の要因により、完全に為替変動リスクを排除することはできません。また、円金利がヘッジ対象となる外貨建資産の通貨の金利より低い場合、円とヘッジ対象となる外貨建資産の通貨との金利差相当分のヘッジコストがかかることにご留意ください。ただし、為替市場の状況によっては、金利差相当分以上のヘッジコストとなる場合があります。

上記は主なりリスクであり、これらに限定されるものではありません。

## 手続・手数料等

### ■お申込みメモ

- 換金単位 販売会社が定める単位  
販売会社にご確認ください。
- 換金価額 換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差引いた価額  
※基準価額は1万口当たりで表示されます。基準価額は委託会社の照会先でご確認ください。
- 換金代金 原則として、換金申込受付日から起算して6営業日目から販売会社においてお支払いします。
- 換金の申込不可日 次のいずれかに該当する日には、換金はできません。  
・ニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行、ロンドンの銀行の休業日  
※具体的な日付については、委託会社のホームページ(「ファンド関連情報」内の「お申込み不可日一覧」)をご覧ください。  
当ファンドの資金管理を円滑に行うため、原則として1日1件5億円を超える換金はできません。
- 換金制限 2020年5月8日まで(2016年7月29日設定)
- 信託期間 以下の場合等には、信託期間を繰上げて償還となることがあります。  
・当ファンドの受益権の口数が、当初設定時の10分の1または5億口を下回るようになった場合  
・当ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき  
・やむを得ない事情が発生したとき
- 繰上償還 毎年1・7月の10日(休業日の場合は翌営業日)
- 決算日 年2回の決算時に分配を行います。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。
- 収益分配 課税上は、株式投資信託として取扱われます。
- 課税関係 公募株式投資信託は税法上、「NISA(少額投資非課税制度)およびジュニアNISA(未成年者少額投資非課税制度)」の適用対象です。  
配当控除および益金不算入制度の適用はありません。

### ■ファンドの費用

#### 投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	2016年7月29日以降の購入のお申込みはできません。
信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に <b>0.5%</b> をかけた額

#### 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	日々の純資産総額に対して、 <b>年率0.6804%(税抜 年率0.6300%)</b> をかけた額
その他の費用・ 手数料	監査費用、有価証券等の売買・保管、信託事務にかかる諸費用等についても当ファンドが負担します。 ※上記の費用・手数料については、売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。

※運用管理費用(信託報酬)および監査費用は、日々計上され、運用管理費用(信託報酬)は毎決算時ならびに換金時または償還時に、監査費用は毎決算時または償還時に当ファンドから支払われます。

※上記の費用(手数料等)については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。

なお、当ファンドが負担する費用(手数料等)の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。

### 本資料のご利用にあたっての注意事項等

本資料は、ファンドの運用状況に関する受益者への情報提供を目的として三菱UFJ国際投信が作成したものです。本資料は投資勧誘を目的とするものではありません。なお、以下の点にもご留意ください。

○投資信託は預金等や保険契約と異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。○銀行等の登録金融機関でご購入頂いた投資信託は、投資者保護基金の補償の対象ではありません。○本資料中の運用実績等に関するグラフ・数値等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。また、税金、手数料等を考慮していませんので、投資者の皆様の実質的な投資成果を示すものではありません。○本資料の内容は作成基準日のものであり、将来予告なく変更されることがあります。また、市況の変動等により、方針通りの運用が行われない場合もあります。○本資料は信頼できると判断した情報等をもとに作成しておりますが、その正確性、完全性等を保証するものではありません。

## 委託会社およびファンドの関係法人

- 委託会社 三菱UFJ国際投信株式会社  
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第404号  
加入協会: 一般社団法人投資信託協会  
一般社団法人日本投資顧問業協会
- 受託会社 三菱UFJ信託銀行株式会社  
(再信託受託会社: 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)

- 販売会社 販売会社の照会先は以下の通りです。  
三菱UFJ国際投信株式会社  
TEL 0120-151034(フリーダイヤル)  
受付時間/営業日の9:00~17:00  
ホームページ <https://www.am.mufg.jp/>

## 販売会社情報一覧表

投資信託説明書(交付目論見書)のご請求は下記の販売会社まで

ファンド名称: 国際金融機関債ファンド(為替ヘッジあり)プラス2016-07

商号	登録番号等		日本証券業協会	一般社団法人 日本 投資顧問業 協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 第二種 金融商品 取引業協会
株式会社西日本シティ銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第6号	○		○	
西日本シティIT証券株式会社	金融商品取引業者	福岡財務支局長(金商)第75号	○			